

報道機関 各位

令和5年12月14日(木) 発信

後期高齢者医療事業特別会計において消費税の未申告が判明

本市の後期高齢者医療事業特別会計において、本来行うべき消費税の申告をせず、未納となっていることが判明しましたのでお知らせします。

本件について、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

■経過

後期高齢者医療事業特別会計について、これまで消費税の納税義務はないと認識し申告を行っておりませんでした。インボイス制度への対応の確認や他市町村への聞き取りを行ったところ、令和5年11月に消費税の申告・納税義務があることが判明しました。

■原因・対応

後期高齢者医療事業特別会計として、茨城県後期高齢者医療広域連合からの「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業にかかる受託料」、「高齢者健診受託料」等の売り上げが、1,000万円を上回る場合には、消費税を申告し納税する義務が生じますが、このことについての認識が不足していたことによるものです。

未申告判明後、税務署への相談や納税額等の算定を行った結果、令和4年度分として、187万5,200円(消費税177万2,800円、延滞税13,900円、無申告加算税88,500円)を税務署に納めることとなり、今後、税務署へ消費税の申告および納税等の手続きを行ってまいります。

■萩原 勇 龍ヶ崎市長コメント

市民の皆さまには多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことに、心よりお詫び申し上げます。

今後は消費税制度や手続き方法を把握するとともに、職員間での情報共有や消費税の対象となる事業の会計上の整理等を行い、このようなことが起こらないよう再発防止と市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

問い合わせ先

龍ヶ崎市 健康スポーツ部 保険年金課(沼尻・藤田)

電話:0297-64-1111(内線250・261)